

## 国立大学法人岩手大学における物品購入等契約に係る 取引停止等の取扱要項

平成20年2月26日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）において、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加資格の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

### (取引停止の措置等)

第3 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登録された者、その他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合は、別表各号及びこの要項の定めるところにより取引停止の期間を決定し、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 学長は、前項の決定を行う場合は、その都度、学長の指名した委員をもって組織する調査及び審査を行うための委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員会の意見を聴取するものとする。

3 学長は、第1項に規定するもののほか、文部科学省において、購入等契約に関し取引停止の措置が講じられた場合は、本学における購入等契約においても同様の措置を講じるものとする。

### (取引停止に係る特例)

第4 業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

### (指名等の取消し)

第5 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

### (取引停止期間中の下請等)

第6 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請け

することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(取引停止の業者への通知)

第7 学長は、取引停止の措置を実施する場合は、当該業者に対し、取引停止通知書（別記様式）により通知するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成20年2月26日から実施する。

別表（第3、第4関係） 取引停止の措置基準

措置要件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学の発注する購入等契約の一般競争及び指名競争において、一般競争（指名競争）参加資格申請書（以下「申請書」という。）、申請書に添付する資料その他、入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 本学の発注する購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、他の国立大学法人及び官公庁の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>5 本学の発注する購入等契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条の第1項第1号に違</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</p>

<p>反し、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	
<p>6 他の国立大学法人及び官公庁等の発注する購入等契約において、独占禁止法第3条又は第8条の第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合)</p>	
<p>7 業者である個人、業者の役員又はその使用人が本学の発注する購入等契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>8 業者である個人、業者の役員又はその使用人が他の国立大学法人及び官公庁等の購入等契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>9 前各号に掲げる場合の他、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合の他、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

別記様式（第7関係）

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

国立大学法人岩手大学  
学 長 印

### 取 引 停 止 通 知 書

このたび、貴 〃 が（の）※① 〃 ことは、誠に遺憾です。  
よって、下記のとおり取引停止を行うこととしましたので、通知します。  
今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意願います。

#### 記

- 1 取引停止期間  
（取引停止の期間の始期及び終期を記入する。）
- 2 取引停止の措置対象取引等  
（物品の販売、製造、役務の提供等を記入する。）
- 3 取引停止の理由  
（措置要件に該当する事実について、概要等を記入する。）

※ ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記入する。